

旧上瀬谷通信施設地区における関連事業の環境影響評価手続き

1 関連する事業

① 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 公共施設（道路・河川等）及び宅地の基盤整備	法対象事業
②（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 土地区画整理事業による造成・整地後に公園を整備	条例対象事業
③（仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業 一部が土地区画整理区域内に乗り入れる軌道事業	条例対象事業
④（仮称）横浜国際園芸博覧会 土地区画整理工事の途上で開催（R9年3月～9月）	条例対象事業

2 関連事業の調査・予測・評価

■配慮書に対する市長意見

○3事業（①土地区画整理事業、②公園整備事業、③上瀬谷ライン事業）は、配慮書手続を同時に行ったことから、共通して、以下のように意見

- ・3事業で連携し、事業特性は踏まえながらも、市民に分かりやすく統一感のある図書の作成に努めてください
- ・関連する事業の事業計画を踏まえた環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法について検討してください

○土地区画整理事業には、「環境影響評価項目の選定に当たっては、参考項目及び横浜市環境影響評価技術指針を勘案しつつ、事業特性、地域特性及び事業計画の具体化を踏まえ適切に行ってください」とも意見

■事業者の見解

(1) 環境影響評価項目の選定（土地区画整理事業）

- ・国の改正主務省令に加えて、横浜市の技術指針も踏まえて項目を選定
（例：交通混雑、歩行者の安全、文化財等、「準備書第8章」を参照）

(2) 資料収集や現地調査

- ・関連事業と連携し、地域概況の記述や調査位置を示す図面の統一を図る
（「土地区画整理事業の準備書第3章、第8章」、「公園事業の方法書の第3章、第6章」を参照）
- ・公園事業は、基本的に土地区画整理事業が行った現地調査結果の活用を前提（※詳細は公園事業者から補足説明する予定）

(3) 予測評価

- ・事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測
（「土地区画整理事業の準備書 p 8-11 等」、「公園事業の方法書 p 6-16 等」、上瀬谷ライン事業の方法書 p 6-17 等を参照）

■審査会での審議（事務局）

- ・関連事業（土地区画整理、公園）は同一日、関連事業者が同席した上で審査

(参考)各事業の環境影響評価手続き状況

	R2.1.28(意見聴取)	R2.7.31(諮問)	R3.6.28(諮問)
【① 土地区画整理】	配慮書	方法書	準備書
【② 公園】	配慮書		方法書
【③ 上瀬谷ライン】	配慮書	方法書	
【④ 園芸博】			R3.4.8(意見聴取) 配慮書